

◇神戸学院大学研究員規則

(目的及び定義)

第1条 この規則は、本学における研究員等の資格、在籍期間及び処遇等に関し必要な事項を定めることにより、本学の研究体制を整備し、もって学術文化の発展に貢献することを目的とする。

2 この規則において、「研究員等」は次の各号に定める者をいう。

- (1) 研究員 本学の指導教員のもとに専ら研究活動を行う者
- (2) 受託研究員 神戸学院大学受託研究規程の定めにより実施する、受託研究の遂行に直接必要な研究活動を行う者
- (3) 共同研究員 神戸学院大学学外共同研究規程の定めにより実施する、共同研究の遂行に直接必要な研究活動を行う者又は神戸学院大学寄付研究プロジェクト規程第13条第1項に定める者
- (4) 兼担研究員 神戸学院大学寄付研究プロジェクト規程第19条に定める者
- (5) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員 神戸学院大学日本学術振興会特別研究員規程第2条に定める者

3 前項第5号に定める特別研究員の取扱いについては、神戸学院大学日本学術振興会特別研究員規程の定めるところによる。

(志願資格)

第2条 研究員等を志願する者は、大学卒業又はこれと同等の学力を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、神戸学院大学寄付研究プロジェクト規程に掲げる前条第2項第3号及び第4号の者は、別に定める。

(志願手続)

第3条 研究員等を志願する者は、次の書類を、指導教員の所属する学部、研究科又は共通教育センター（以下、「学部等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究願書(本学所定の様式)
- (2) 所属長の承諾書(ただし、現職を有する者のみ)
- (3) その他、学部等により定めるもの

(許可)

第4条 学長は、学部等における意思決定機関の議を経て、大学の研究と教育に支障がないと認めた場合に限り、研究員等としての在籍を許可することができる。

(研究活動及び指導)

第5条 研究員等は、指導教員の指導のもと、研究願書により申請した研究計画に基づき、主体的な研究活動を行うものとする。

2 研究員等は、研究活動に従事するにあたり、本学諸規則、関係法令及び関係省庁ガイドライン等を遵守しなければならない。

3 指導教員は、研究員等の研究特性や分野を踏まえ、当該研究及び前項の指導を確実に遂行しなければならない。

(在籍料、研究費及び納期)

第6条 研究員等の在籍料の額は、6か月60,000円又は1か年120,000円とし、在籍期間に相当する額をその初月の月末までに納入するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究に要した実費を研究費として徴収することができる。

2 学長が特に認めたときは、在籍料の一部又は全額を免除することができる。

3 研究員等が自ら研究を中止した場合は、既納の在籍料は返還しない。

4 研究員等の在籍料は、指導教員が実施する科学研究費助成事業の直接経費から納入することができる。ただし、研究員等の研究活動が、指導教員による当該科学研究費助成事業の遂行に直接必要であると認められる場合に限るものとする。

5 受託研究員又は共同研究員の在籍料は、指導教員が実施する受託研究又は共同研究の研究経費から納入することができる。

6 第7条第3項による場合、第1項の在籍料の額を1か月10,000円とし、契約期間に相当する額を納入することができる。この場合の在籍料は、在籍期間の初月の月末までに納入するものとする。

(在籍期間)

第7条 在籍期間は、6か月又は1か年を原則とする。ただし、第4条に規定の手続きを経て、必要に応じ更新することができる。

2 前項にかかわらず、学部等が研究員等の通算在籍期間に制限を設けている場合は、この期限を超えた在籍期間は認められない。

3 第1項にかかわらず、受託研究員又は共同研究員の在籍期間は、契約によって別に定めることができる。

4 本学と兼担研究員以外の研究員の間には、雇用関係は生じないものとする。

(研究成果の公表)

第8条 研究員等が本学において行った研究にかかわる成果を公表するときは、当該研究の成果が本学における研究によるものであることを明示しなければならない。

2 研究員等の研究活動によって生じた発明、著作物及びノウハウ等の取扱いにあたっては、別に定める。

(施設利用及び損害賠償)

第9条 研究員等は、指導教員の指示のもとに、本学の研究施設及び設備を利用することが

できる。

- 2 学部等は、指導教員との事前の調整により、研究員等が滞りなく研究を実施することができよう、必要な研究環境の整備を行わなければならない。
- 3 研究員等は、故意又は過失により、施設、設備等を滅失し、又は毀損したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 本学は、研究員等の責に帰すべき事由による研究活動中の事故等の補償は行わない。ただし、本学に責任があると認められるときは、この限りでない。
- 5 研究員等は、自己の責任において、本人の負担により賠償責任保険及び損害保険に原則として加入しなければならない。

(在籍の許可の取消)

第 10 条 学長は、研究員等に不相当と認められる事由が生じたとき、当該学部等の議を経て、研究員等の在籍の許可を取消することができる。

- 2 学長は、指導教員における事故等のやむを得ない事由のほか、指導教員による研究員等の指導の継続が困難となった場合、当該学部等の議を経て、研究員等の在籍の許可を取消することができる。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、研究支援委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

(事務)

第 12 条 この規則に基づく事務は、研究支援グループが行う。

附 則(2026年2月19日)

この規則は、2026年2月19日から施行する。